

承認第 6 号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出
三宅町長 森田 浩 司

三住保第 383 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正の施行に伴い、急施を要し議会を招集暇なきにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日
三宅町長 森田 浩 司

条例第 2 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年 3 月三宅町条例第 5 3 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 1 日専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険税条例（昭和35年3月三宅町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三宅町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。